**受領委任払い制度の手続きの流れ**

**①「宜野湾市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書」**及び添付書類を宜野湾市介護長寿課に提出し、事前協議を行う。

**②**宜野湾市介護長寿課は内容を審査し、「宜野湾市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請承認（不承認）決定通知書（受領委任払い用）」により被保険者に通知します。

**※改修内容に変更が生じたときは改めて①の手続きを行う必要があります。**

**③**着工～完了

**④**施行事業者は被保険者から改修費用の自己負担分を受領し領収書を発行します。

**⑤「宜野湾市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）」**及び添付書類を宜野湾市介護長寿課に提出。

宜野湾市介護長寿課は内容を審査し、**「宜野湾市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書」**により被保険者に通知します。

**⑥**宜野湾市介護長寿課は決定した金額を施工事業者に支払います。